

役員等報酬規程

(目 的)

第一条 この規程は、理事及び監事の報酬(各年度の総額は 60 万を超えない範囲とする)ならびに評議員の報酬に関する事項を定める。

(報 酬)

第二条 役員等が法人業務を行ったとき及び理事会、評議員会に出席したときは、次条に定める役員等報酬を支給する。

(支給額)

第三条 支給額は 1 時間毎に 3, 0 0 0 円とする。

(支給日)

第四条 役員等報酬は、支給発生事由が生じた日以後相当期間内に支払う。

(改 正)

第五条 この規程の改正は、評議員会の議決を得てから改正する。

附則

この規程は、平成 2 3 年 5 月 2 8 日から施行する。

平成 2 9 年 3 月 2 5 日 改正